

# 新制度における私立幼稚園の選択肢

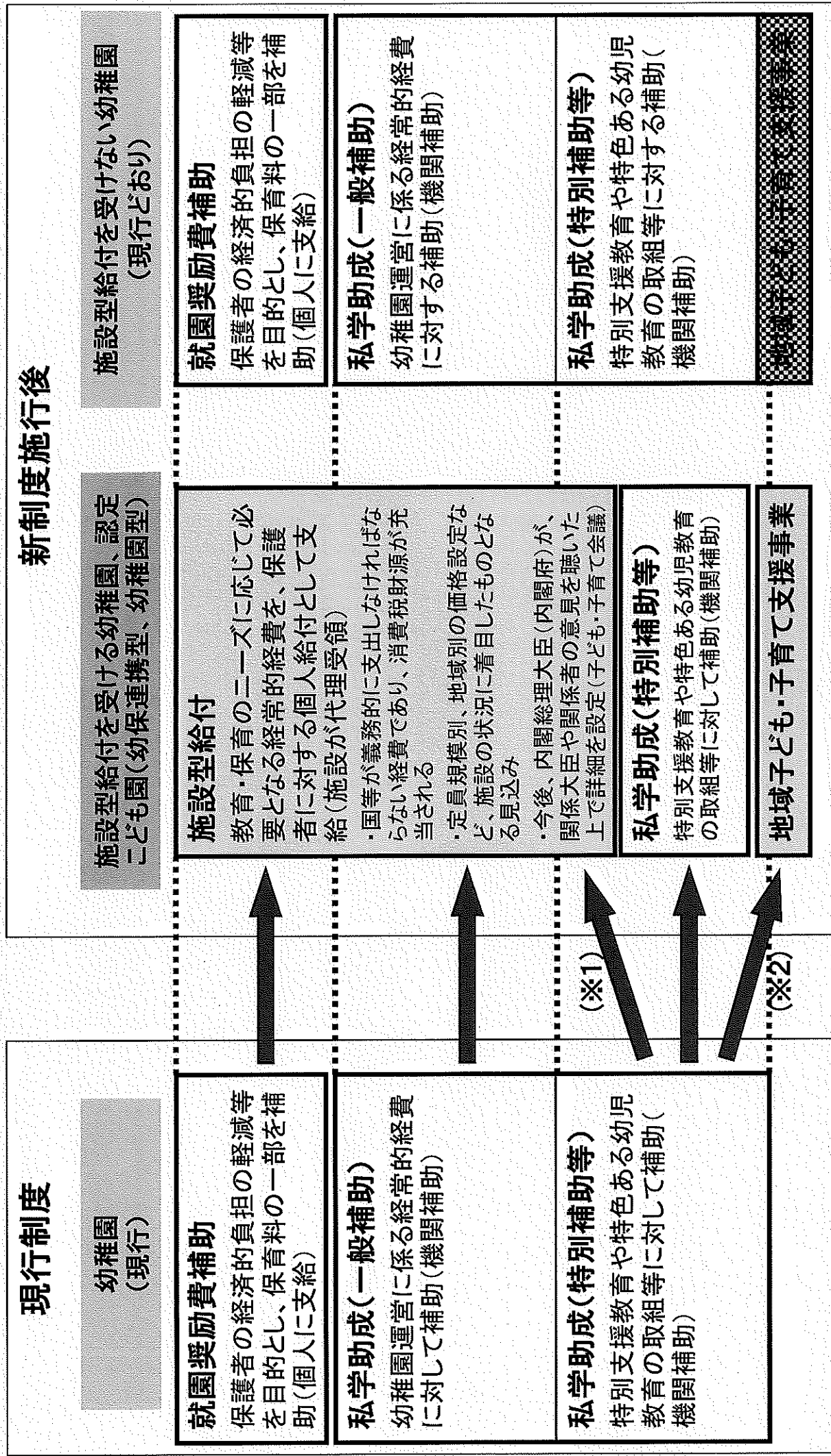
	位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可)	財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	<p>「施設型給付」を受ける認定子ども園 (幼保連携型) (幼稚園型)</p> <p>○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応</p>	<p>○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督</p> <p>○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督</p> <p>※新制度において、認可・指導監督等の一本化、給付の共通化を行うことにより、幼保連携型認定こども園の二重行政を解消 ※認可等の際、都道府県は実施主体である市町村との協議を行う</p>	<p>○「保育の必要性」の認定を受けた利用者：「保育時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></p> <p>○その他の利用者：「標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></p> <p>○私学助成 (特別補助等)※<sup>3</sup></p>	<p>○応諾義務 * 定員を超えた場合は、選考可</p> <p>○公定価格 * 一定の要件の下で上乗せ徴収可</p>
	<p>「施設型給付」を受ける幼稚園</p>	<p>○都道府県が認可・指導監督</p>	<p>○「給付の支給対象施設」として、市町村が認可・指導監督</p>	<p>○「標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></p> <p>○私学助成 (特別補助等)※<sup>3</sup></p>
現行どおり	<p>○学校教育を提供する機関</p> <p>○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応</p>	<p>○都道府県が認可・指導監督</p>	<p>○私学助成(一般補助・特別補助)</p> <p>○幼稚園就園奨励費</p>	

※<sup>1</sup> 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

※<sup>2</sup> 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※<sup>3</sup> 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。預かり保育の取扱いについては、20頁を参照。

# 新制度における私立幼稚園・幼保連携型認定こども園に対する財政措置



※1 現行制度において「預かり保育」は私学助成(特別補助)を受けて実施しているが、新制度において、認定こども園が市町村から「保育の必要性」の認定を受けた子どもを保育する場合、標準的な教育時間を超える保育時間の経費を含む施設型給付を受けられることができる。

※2 現行制度において私学助成(特別補助)を受けて実施している事業の一部は、市町村の委託を受けて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に移行